

平成 30 年度の軽自動車のグリーン化特例について

平成 29 年度税制改正で実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が 2 年間延長になりました。

平成 30 年度課税時に、三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

適用条件

平成 29 年度 4 月 1 日から平成 30 年度 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成 30 年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例を適用します。

新車を新規登録した期間		平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで			標準税率
軽課税率の区分		75%軽減税率（ア）	50%軽減税率（イ）	25%軽減税率（ウ）	
車種	三輪	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,900 円
	四輪 乗用自家	2,700 円	5,400 円	8,100 円	10,800 円
	四輪 貨物自家	1,300 円	2,500 円	3,800 円	5,000 円
	四輪 乗用営業	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
	四輪 貨物営業	1,000 円	1,900 円	2,900 円	3,800 円

（ア）

電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減又は平成 30 年排ガス規制適合）

（イ）

乗用：ガソリン・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）

又は平成 30 年排ガス規制 50%低減達成、かつ平成 32 年度燃費基準達成車+30%達成車

貨物用：ガソリン・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）

又は平成 30 年排ガス規制 50%低減達成、かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車

（ウ）

乗用：ガソリン・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）

又は平成 30 年排ガス規制 50%低減達成、かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成車

貨物用：ガソリン・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）

又は平成 30 年排ガス規制 50%低減達成、かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。